

令和2年度第1回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局							≪開催日時・場所≫ 令和2年9月28日(月) 14:00~15:50 岸和田市役所 新館4階 第2委員会室	
会長	山田委員	部長	課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員		
済	済									
≪出席者≫ 環境審議会委員：20名中18名										
赤坂委員	井阪委員	泉委員	宇口委員	梅崎委員	江種副会長	大家委員	音掬委員	川瀬委員	佐藤委員	
—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	
杉山委員	高原委員	林委員	原宗久委員	原祐二委員	藤井委員	松井委員	山田委員	横川委員	吉田会長	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
理事者・事務局	(理事者) 堤副市長・春木市民環境部長 (事務局) 環境保全課：実森課長、重田参事、坂本担当主幹、亀田担当長、池宮主査、杉原担当員 廃棄物対策課：山本課長									
傍聴人	1名									
≪案件概要≫ ＜審議事項＞ 『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正について ＜報告事項＞ 岸和田市環境保全条例の改正について										
≪内 容≫ 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 委嘱状交付 副市長より各委員へ委嘱状を交付。 ● 副市長挨拶 ● 自己紹介 ● 審議会会長及び副会長の選出 岸和田市環境審議会規則第4条の規定により、委員互選の結果、吉田委員を会長に、江種委員を副										

会長に選出。

● 審議会会長及び副会長挨拶

—・—・— 議 事 —・—・—

● 議事録の確認委員の指名

議事録を承認する委員として山田委員を指名。

● 審議事項『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正について」

（会 長）

本日の審議会は、議事次第にありますように、審議事項1件と報告事項が1件となっております。議事が円滑に進みますようにご協力よろしくお願いいたします。それでは、審議に入りたいと思います。

かなり遡りますが2年前の審議会で、『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正について市長より諮問を受けました。そして、本審議会と専門部会で3回審議を重ねてまいりました。本日は、この改正素案について答申を行う予定と聞いていますので、よろしくお願いします。

まず事務局から資料の説明をお願いします。

（事務局）

『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正について、次第の「(1)令和元年度 第1回岸和田市環境審議会で頂いた意見とその対応」と「(2)『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正素案について」、ご説明します。座って説明させていただきます。本日は、委員改選後、初めての開催となりますので、新しく委員になられた方も居られます。概要から説明させていただきます。資料はございませんがお聞きください。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき平成23年度に、『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）』を策定し、温暖化対策に取り組んでまいりました。

その後、国内外の動向により、平成27年度に国の『気候変動の影響への適応計画』が策定され、翌年には『パリ協定』の発効、国の『地球温暖化対策計画』が策定されたことを受け、原計画期間であります。が、国の計画と整合を図るため計画の改正に至りました。

今迄の計画は、温暖化の原因とされている温室効果ガスの排出量を減らす緩和策のみで構成をしていましたが、日本が今すぐにCO₂の排出量をゼロまで減らしたとしても、2100年までに高い確率で気温が1.5℃～2.0℃ほど上がることが分かってきました。

そのため、既に温暖化の影響が出始めており、今後の温暖化の影響により備える対策が欠かせなく、この改正計画では、地球温暖化対策の緩和策と適応策の両方合わせた計画になります。資料1をお願いします。資料1につきましては、平成30年3月7日開催の本審議会で、岸和田市長より、本審議会に『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正について意見を求めた諮問書の写しとなっております。

当初の予定では、昨年度末～今年度当初に、本審議会を開催し答申をいただき、今ごろには、策定・公表としたかったのですが、新型コロナウイルスの感染拡大を懸念しまして、本日の開催となりました。

経過につきましては、昨年9月に温暖化対策専門部会を設置して以降、2回の専門部会を開催して審議を行い、前回、1月14日の本審議会で中間報告を行いまして委員の皆様から貴重なご意見を賜りました。その前回の中間報告についていただいたご意見を反映するために、再び専門部会を3月2日に開催しまし

て、最終的な報告として取りまとめました。

資料2-0をお願いします。資料2-0は『岸和田市環境審議会温暖化対策専門部会設置要項』第5条の規定に基づいた部会報告となります。

資料2をお願いします。資料2は、『岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改正に係る温暖化対策専門部会の調査結果についての、部会報告となる計画素案でございます。

資料3をお願いします。資料3は令和元年度第1回環境審議会ご意見とその対応についてです。

前回の本審議会で行いただきました皆様からのご意見を、左側にいただいたご意見、右側にその部会での対応について記載しています。これから資料2の計画素案への反映点を、資料3の番号順にご説明させていただきます。

1番、「国のエネルギーミックスに頼る部分が大きくなっており、国の方針がうまくいかなければ、市の目標も達成できません。再生可能エネルギーの促進や吸収源、廃棄物対策等の自分たちの努力でコントロールできるレベルのことを記載した方が良いのではないのでしょうか。それが地域の計画の意味ではないのでしょうか。」とのご意見をいただきました。資料2計画素案の28ページをお願いします。国の『地球温暖化対策計画』と整合を図るため、エネルギーミックスによる電力会社の排出係数で18%の削減と、施策などによる自助努力の分22%と積算しております。この積算には、国の『地球温暖化対策計画』における対策の削減量の根拠を基に本市の数値を当てはめて積算しています。

また、今回の計画の改正に当たっては、国の『地球温暖化対策計画』と整合を図ることが当初の目的であり、国の計画では、「エネルギー供給側における対策が所期の成果を上げ、かつエネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安を設定している。」と書かれています。供給側も再エネ等の割合を増やす努力が必要になり、需要側の私たちにしても再エネ等の導入を積極的に行い、昼間に発電した電力を蓄電池に貯め夜間に使用するなどそういった努力も必要になります。また、需要側が本市以外の場所で発電するようなことも想定されますし、排出係数の低い電力会社を選択するのも需要側です。エネルギーの供給側と需要側の双方の努力が良い結果を生むということにつながります。

後半部分につきましては、後のご意見、3番、4番、8番、10番、17番でも、何をしたらそれが達成できるのかというご意見ですが、目次の次のページをお願いします。目次の次のページに計画の概要を、その次のページに「～市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組～」を追加しました。その「～市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組～」の左のページには、「CO₂を減らす緩和策」の、市民・事業者の行動の一例を、右のページでは、「気候変動に備える（適応策）」の一例を記載しました。また、より具体的な資料へアクセスしやすいように、右ページの下へQRコードを入れております。

次に、資料3の2番、「適応策がSDGs的ではない、生物多様性の位置づけなど」とのご意見をいただきました。対応としましては39ページ、統合的な表現とし、最下部に図を挿入しました。資料2計画素案の39ページをお願いします。真ん中少し下で「気候変動による影響は多岐にわたるものであり、同時に適応策も私たちの生活や産業、環境など、あらゆる要素と統合的に結びついています。例えば、災害に備えて、地域で自主防災組織を作って防災訓練などを実施することは、コミュニティの強化や、高齢者の生きがいづくりや健康増進にもつながります。このように1つの適応策が統合的な効果につながる事が期待されます。また一方で、生態系や産業への影響など、その適応策に取り組むことが及ぼす様々な影響にも配慮することが求められており、『岸和田市生物多様性地域戦略2014』をはじめとした各種計画と

の整合性を図っていく必要があります。さらに、適応策の推進においては、行政だけでなく、市民や事業者も含めて、それぞれが主体的に取り組んでいくことが求められます。また、特に行政においては、分野を超えて統合的に推進していくことが求められることから、全庁的な連携のもと推進していく必要があります。」と改めました。また、適応策が影響・配慮すべき分野・要素があるという関連を表す図を、最下部へ挿入しています。

次に、資料3の5番、「ヒートアイランドと温暖化は、発生のメカニズムは違いますが現象としては似ており、対策としても似ているところがある。蓄熱・廃熱対策の方法についても書いて欲しい」とのご意見をいただきました。資料2計画素案の46ページをお願いします。「(4) 健康・市民生活」本文3行目、「都市部では温暖化によるヒートアイランド化の加速が懸念されています。」と追記しました。その下、「適応策」の表の一番下、「ヒートアイランドの緩和」では、緑化以外に、蓄熱をしないような対策を進める。また、府のクールスポット創出と連携など追記しました。

次に、資料3の6番と7番、「第2章についてデータが多いと思います。グラフは後ろに持ってきて、温暖化の状況の結果だけ記載してはいかが」、「全体的にかなり細かいという印象。普通の計画は、体系図や目標があり、現状についてはそれほど細くない。」のご意見をいただきました。資料2計画素案の12ページをお願いします。第2章「岸和田市の現況」です。今回は、14ページで構成していましたが、本市の位置と地形、人口世帯数等の詳細なグラフ等を抜いて11ページへとスリム化しました。また、サマリーのタイトルを「本市の気候変動に関する社会動向」と変更しています。

「適応策については、もう少し踏み込んだ内容として、市民向けとして最初に分かりやすい図があれば。」のご意見もございましたので、冒頭の目次の次のページをお願いします。概要右下、本市では、適応の7分野を4分野に区分し、概要に「本市で生じるおそれのある主な影響」と「本市が進める適応策」を表にまとめました。

次に、資料3の9番、「丘陵地が開発されて工場が建ったり住宅地の分譲。丘陵開発が終わりにならないか。神於山でこれだけ裸地が増えると外来種が来たり、フクロウが餌場を無くして繁殖できなくなったりするのではないかと懸念。市街地には空き家が増加。」のご意見がございました。資料2計画素案の8ページをお願いします。「1-2本市の動向」の「(2) 臨海部や丘陵地区における開発整備」の最下部に、「一方で、市域全般では、市街地において空き家が増加したり、土地開発などによって生き物の生息場所の減少など生態系への影響も懸念されています。」と追記しました。

次に、資料3の11番、「広報誌に、温暖化対策としてこういうことをしています、ということを一般市民や企業が紹介するスペースを毎号作ってはどうか。」のご意見をいただきました。計画の策定後は、啓発方法、手段・手法を工夫し、推進したいと考えています。

次に、資料3の12番、「ため池から水が流れる溝は、埋まってしまい溝とも言えない状況となっており、水利組合も整備していない。」のご意見をいただきました。資料2計画素案の42ページをお願いします。最下部の「ため池における取組」としまして、農業用ため池の適切な情報把握と決壊などの災害防止等が求められており、今後調査が進むことで適正管理が期待されます。

次に、資料3の13番、「平成30年の台風災害のときの経験を活かして次の災害のときに合理的に組み処理できるように、日常生活の基本からなにか考えられないか」とのご意見をいただきました。右に、その対応としまして47ページと記載していますが44ページの誤りです。すみません。資料2計画素案の44ページをお願いします。「主な適応策」の下から2つ目の枠に、「災害廃棄物処理計画等の策定を推

進します。」と記載していますが、既に今年度、廃棄物対策課で策定を進めていますので、公表までに修正を行う可能性がございます。

次に、資料3の14番、「太陽光パネルが田んぼにあることがあり、豪雨の時には人命に影響があり危険」とのご意見をいただきました。資料2計画素案の31ページをお願いします。最下部に「地域と共生した、太陽光発電施設の設置に向けた動き」という欄です。

全国では、太陽光発電施設の急速な普及に伴い、各地で土砂災害や景観悪化への影響や自然災害時の安全面に対する地域住民の不安や懸念が想定され、実際に苦情やトラブルに至るケースも出ており、今後地域と共生した適正設置を進めていくことが望まれます。「現在、太陽光発電施設を設置するには、国が策定した『事業計画策定ガイドライン』を遵守することが求められており、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされています。また、大阪府では、大阪モデルとして独自に、既に既存法令やガイドライン等を根拠に、国、府、市町村がそれぞれの役割分担の中で、発電事業者に必要な対応を求め、太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止を図るとともに、発生したトラブルに対して、連携協力して対応しています。」と記載しています。

次に、資料3の15番、「6ページの地域循環共生圏の図について、岸和田版で示せばより分かりやすい」とのご意見をいただきました。資料2計画素案の6ページをお願いします。右上の「地域循環共生圏の概念図」ですが、計画素案の表紙をお願いします。本市にあてはめ、図を入れました。市街地と、森、里、川、海、ため池等、本市は、多様なつながりがあり、地域の可能性を表現できたのではないかと思います。

次に、資料3の16番、「本市の気候変化と将来予測について予測方法を記載して欲しい」とのご意見をいただきました。資料2計画素案の21ページをお願いします。21ページ最下部へ、将来予測について引用元等を記載しました。

次に、資料3の18番、「推進体制に市長トップダウンのタスクフォースを記載して、各部分に各局の名前を書くぐらいしっかりと協議体制を作っていただきたい」とのご意見をいただきました。現在の推進体制は、副市長をトップに岸和田市環境計画等推進のための組織及び運営に関する要綱により運用していますが、今年度中に市長トップダウンの推進体制へ変更を予定しております。また、資料2計画素案49ページをお願いします。「参考）施策一覧」として、取組及び施策と関係課を記載しました。

以上が、資料3の説明となります。

ここまで、審議会と最後の専門部会での意見を反映したものを、庁内で確認、意見照会を済ませており必要に応じて微修正をしています。

その他、11ページ最下部、「従来の計画」を「原計画」に、14ページの「再生可能エネルギーの導入状況」につきましては、2019年度末のデータが公表されましたのでグラフと数値を、併せて更新しております。また、本文下から4行目、「10kW以上のものについては」のあとに「2019年度末で493件、27,470kWとなっています。」とありますが、修正前の32,967kWから減少しています。これは、エクセルのデータの集計が誤っていました。すみません。30ページの「ゼロカーボンシティ」の表明自治体数を更新しています。部会でご意見をいただきました、森林環境贈与税に関して、本市の経営計画で記載されていたので41ページに追記しています。同じく、部会でのご意見、42ページの「漁業への影響や取り組んでいる適応策」としまして、海底耕耘（うん）をされていると岸和田市漁業協同組合さまか

らお聞きしましたので掲載をさせていただきました。

以上が計画素案についての説明です。答申よろしくお願いします。

(会 長)

事務局からの説明どうもありがとうございました。それでは、加えてこれまで温暖化対策専門部会の部会長をお務めいただきまして、精力的におまとめにご尽力をいただきました委員の方から、何か補足があれば、お願いできればと思います。

(委 員)

初めてご覧になれる方もいらっしゃると思いますが、大量で読めないと思いますが、基本的には前の4ページに全ての思いが詰まっています。

先ず前の2ページを見ていただくと左上のところに、「気候変動対策の方向性」と社会的背景が書かれていて、この間、石炭火力は高効率であっても「もうNG」ってなっていましたし、もう化石燃料が座礁資産、国家的には無駄資産という方向で進んでいる。そのときに岸和田市で温室効果ガスがどれくらい出ているのかと、気候がどれくらい動いているのかということが左下の図です。二酸化炭素は全然減っていない状況で、一方で気温はどんどん上がっていった、今の時点で1880年代ぐらいの比較で1℃～2℃上昇ぐらいで進んでしまっている。

じゃあどうするのかということ右の図でして、基本的には三本柱なんです。エネルギーを作るか、省エネをするのか、進んでいく温暖化に対して耐えられる体を作る。この三本柱が、上から脱炭素化に向けた取り組み、省エネ、その下にある適応の三本柱が計画で書かれています。

そのとき、この部分だけ見ると、市としてはそういう計画で良いんだけど、我々はどうしたら良いんですか、岸和田の全ての皆さんがどうしたら良いかというのが、次の開いていただいて2ページです。「二酸化炭素を減らす方としてはこういう行動オプションがありますよ」というのがたくさん書かれていて、右には気温が上昇していった中で何とか耐え抜けるにはどうしたらよいのかが書かれている。こういう構成となっています。私からの補足で一度お戻します。

(会 長)

はい、ありがとうございました。今、委員からご説明いただきました部分も含めまして審議会で中間報告をしたときに皆さんから市民目線で見ていただきました。自己啓発を作るんだからしっかり市民が取り組めるものにしたい、また、分かりやすいものにしたいということで、パッと見て分かるような構成、そして委員からご説明いただきましたように計画の柱やコンセプトというものが明確に分かりやすいものにしていただきたいという要望に対して、部会の方で工夫をして皆さんのご意見を盛り込んでいただいたものかと思います。

先程ご説明いただきました通り、前回の審議会での皆様のご意見は、このように表に整理していただいたように、それぞれ取り入れていただいております。非常に見やすくなったと思います。

あと、不開催だった期間に数字が改まったところがございましたので、そのあたりも適宜、先ほどご説明ありましたように、追記、修正をしていただいているということでございます。

このあと、皆様の方からもう一度、ご覧いただいて、この計画素案そのものでもいいですし、また、その実行計画を進めていく上で、何かより建設的なご意見ですとか、進めていく上での何かご意見でも結構ですし、何でもいいですからいただければと思います。また、新しく委員で加わっていただいた皆様方、今説明ありましたですけども、分からないことですか、これはどういう意味ですかというのもあろうか

と思いますので、折角の機会ですので、ご質問、ご意見でも結構です。どなたからでも結構ですのでお願いできればと思います。

（委 員）

一つ聞きたいのは、惑わされてるかも分かりませんが、第2章「岸和田市の現況」で、その他エコカーは自動車全体の16%、エコカー登録台数の表が載っていて電気自動車67台を今現在、保有していると書かれているんですけど、パソコンで調べたら、電気カーを保有している方に支援金を出している行政もあるんです。そういうことを試みているのか、試みようかというようなことを考えていますか。

先程、説明をいただいた委員はエネルギーを作るか、省エネか云々の話もなさってたんで、そういうところで省エネを図るんやったら、行政も一緒にやっていこうじゃないかというような計画はあるのかどうか。また、無かったら広報でもして、環境の方から一度こういう案もあるんだということを示したらどうかと思ひまして。

（事務局）

岸和田市につきましては、現在は太陽光発電と HEMS または蓄電池のセット、エネファームの導入について補助金がございます。計画改正を機会に、エコカーのメニューを今の段階では検討を始めています。

また、34 ページをご覧いただきたいのですが、34 ページにネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというものが記載されていますけども、太陽光発電等を設置しまして、断熱のレベルが高いとかそういった住宅で、年間を通して使用するエネルギーを概ねゼロにするというような高効率な住宅システムに補助をしているという自治体等もございます。併せてこちらのメニューも検討したいと思ひます。

（委 員）

岸和田市の67台っていうのは多いと思うのですか。少ないと思うのですか。岸和田市については、エコカーとか省エネに協力したいという市民に対して働きかけがあるのかなと思ったり、今後はどういうふうな考えがあるのか。泉大津市は、5万円のエコハウス認定奨励金を支援しているみたいです。八尾市も。大阪では八尾市と泉大津市なんですけど。

自分は電気自動車に乗っているのですが、将来また電気自動車に乗り換えたいので、ちょっとでも5万円でも支援あったらラッキーやなと思ひますし、そういうことを他の方にも推奨できると思ひます。泉大津市みたいな感じになっていくのかと思ひますが、逆に泉大津市は何台あるのかそれすらまだ調べてないので、今日たまたまこれを調べただけで、ちょっとまだ勉強不足のところがあるものですから、次回また調べてと思っているんですけど。そういうことを教えていただければ。

（事務局）

ただいまのご質問ですが、67台が少ないか多いかということについては、まだまだ少ないというように感じております。

あと、本市の補助事業ですけれども、太陽光発電と HEMS または蓄電池は一軒あたり5万円の補助をさせていただいております。また、エネファームにつきましても同じように設置をしようとしている市民に対して5万円の補助を行っております。引き続き補助事業を継続してやっていきたいと考えていますが、電気自動車または ZEH（ゼッチ）ハウスという省エネ住宅を建てようとしている方に、メニューを増やしたいと考えております。

（会 長）

ありがとうございます。今、電気自動車のお話が出ましたが、非常に大事な指摘だと思います。所

有する車もそうですし、シェアリングエコノミーという中で、レンタカーですとかリースだとか簡易にシェアしながら、そういう中で電気自動車そのものに触れ合う機会を作っていくような試みも都市部では色々なされたりもしています。省エネのビジネス間連携を積極的に取り組んでこられた岸和田市さんですので、エコカーのシェアビジネスとか様々な新しい取り組みも積極的に、費用対効果高く取り組んでいただけたらと思います。

今、委員がおっしゃったような、今後計画を元に進めていくような考え、アイデア等についてもご意見いただければと思います。

(委 員)

関連したことなんですけど、ここでお願いしてどうなるのかちょっと分からないですが、ここに書かれているようにエコカーとか車を持たないとかいうふうに、そして特に最近、高齢者が免許返納とかされているのですが、私も車乗らないので公共交通機関を利用しているんですけど、本市はバスの便がものすごく減ってきているんですよ。だから本当にそう言われて、じゃあそういう公共機関を使おうかと思ってもバスの便がなかったらどうしようもないというような形になっていますので、そこらへんも含めて総合的に相談していただければありがたいなと思っています。

(事務局)

今、いただいたご意見ですけど、庁内で担当部局が協議会を立ち上げ、そのような検討を始めています。

(委 員)

関連して公共交通機関の話ですけども、2040年でEUってガソリン車は禁止なので、ガソリン車は走れないんですよ。だから電気しか走れなくて、そうになっていくと個々の車を電氣化というよりは公共バスを電氣化して、しかも2030年ぐらいになったらコミュニティの中を自動運転バスが走ってるんですよ。だから、そういう方向で個々のガソリン車をエコカーにっていうのも大事なんですけど、公共車を電氣化して、みんなでシェアする方に世界は向かっているので、是非ご検討ください。

(会 長)

はい、ありがとうございます。今のような人が少なくなり、運転手も少なくなりというようなことがありますので、ぜひデジタル化も含めて、総合的に解決していくというのがコンセプトだと思います。今のような未来志向でやっていくというような委員のご指摘、まさにその通りかなと思いました。

その他お願いします。

(委 員)

すごく分かりやすい。私たち市民がどういうふうにしたらいいかという具体例を書いているので、前回の部分よりすごく分かりやすいなと思っています。ただ、もう一つお願いしたいのは、日々の暮らしの中で、ごみをなるべく出さないようにする、冷蔵庫にものを詰め込みすぎないっていうところがあるんですけども、再生利用ということを考えて、分別をしっかりやっていくというような内容のことを一つ加えていただけたらいいかなと思うんです。

今、コロナ禍でいろんなプラスチック製品、持ち帰りとかそういうことでプラスチック製品のごみの量が増えてるとかいろんなことをお聞きします。特に一番簡単なのはペットボトル。ペットボトルの再利用って、徹底することがわりと一番簡単に私たちが分かりやすく分別できるんじゃないかなと思うんです。そのペットボトルの再生というか、缶、瓶、ペットボトルで捨てているんですけども、プラのラベルマークが付いたまま、キャップも付いたまま捨てたりとか、だいぶ分別の年数が経ってきているのにもかかわ

らず、徹底できてないというような状況が見られます。そういうところも分別についても効果的な分別の方法、汚れたプラごみやったら廃棄、燃やす方にしてくださいとか、そういうふうなことも含めて、より合理的に再利用できるようなごみの分別とか捨て方とかそういうふうなものもしっかり宣伝や徹底していただいたら、やはりそれも日々の暮らしの中で重要な項目じゃないかなと思うのでお願いしたいなと思いました。よろしくお願いします。

（事務局）

計画素案の 37 ページを見てください。この中に、「家庭系ごみの減量化・再資源化の推進」というあたりにつきましても、分別の徹底とかを書かせてもらっています。冒頭の概要の方は、ちょっと検討させていただきます。

（委 員）

加えていただければいいなと、改正があるのは分かるので。

（事務局）

はい、ありがとうございます。

（会 長）

こちらの1のところですね、また検討いただけるということですのでよろしくお願いします。

（委 員）

私の方も、これを先に送っていただいたので、一読させていただいたときに、すごく読みやすく、市民の方にも私が集会所とかで環境保全のことについて、特に減らそうごみとかそういうテーマでお話しさせていただくときに、とても参考になる資料だなと思いました。

特にこの生ごみの水分量というのが 45%あるということも、具体的に示してあげれば、私たちが生ごみの水を絞ってくださいとお伝えしたんですけど、これだけ水分があったんだなということを知りました。

私が説明させていただくと案外プラごみの出し方とか知らない方多いんですね。プラごみというのは容器を出すという形なんですけど、プラスチックそのものの製品、たとえばCDのケースの部分とかああいいうの見たらプラスチックに見えるので、それをプラごみだと思って捨ててる方とかね結構多くて、出せるのはマークを見ていただきたいんですけど、製品そのものではないんですよとお伝えはするんですけど知らない方結構多くて。

あと、ペットボトルと空き缶と一緒に出すことができるとか、そういうこと本当にご存知ないんですね。市役所の方でごみの分別について、すごい分厚い資料をインターネットで出しておられて、それはこと細かく丁寧に書いて分かりやすいですけど、それは、そのことに関しては、各家庭には配られてなくて、インターネットの環境のある方しかそれは見ることはできない。なので、いちいちこのコードの線とかは何ごみで出すんですかとか、ピンは何ごみなんですとかいちいち聞かれて、私の方が小さな金属類ですとお答えしたりとか、そういうことをさせていただいているような状況なんです。なので、ごみの分別につきましても、もう少し、細かく丁寧に出し方とかそういうことを市民にお知らせする機会があればなと思います。

（事務局）

廃棄物の関係の課よりお答えします。今、言われましたごみの出し方というのは「ごみの分別方法」という冊子だと思うのですが、これにつきましても、毎年ではないのですが、5年に一度とかで全世帯の方

に配布はさせていただいております。また新たに岸和田市の方に引っ越された場合につきましては、その方にもお渡しをさせていただいております。

また、今年度にごごみの出し方っていうものを制作いたしました。今はインターネットで印刷されたものだと思いますが、こと細かに、可燃ごみはこういう形ですよ、不燃ごみはこういう形ですよ、岸貝清掃の方に持っていく場合でしたらこういうものしかダメですよといったような、こと細かに書いたもので、冊子につきましては、今年度に製作をいたしまして、全戸、各家庭へ配布する予定をしております。

（会 長）

他市なんかを見ましてもなかなかそこまで細かい、私が住んでる街でもそんなガイドラインはありませんので、作ってらっしゃるっていうのは素晴らしいことだなと思いました。ぜひ紙ベースを含めて、紙使っちゃいますけれども適宜広めていただけるということで、今後取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。その他いかがでしょうか。

（委 員）

他市もそうなんですけれども、ごみの方で簡単なポスターを作られていますよね。すごく分かりやすい。私は冊子もすごく大事ですけども、日常生活の中では冷蔵庫のところにボンと貼れるようなカラーのポスター作られていますよね、すごく分かりやすいの。それを町会の回覧板で回すのじゃなくて、やはり各家庭に一個ずつ、あれいいものやと思いますので、配布されたらやっぱりもっと効果があるんじゃないかなと思います。実際作られているんですけども、各家庭一個ないですもんね。だから反対に冊子よりも、ああいう日常出すごみで迷ったときにボンと見れるような、ああいうポスターの方がすごくいいんじゃないかなと思います。

（事務局）

貴重なご意見いただきましたので、持ち帰って検討をさせていただきたいと思います。

（会 長）

温暖化対策はいろんなことに絡んできますので、様々なご意見をいただいております。

（委 員）

今後のこの素案については、今日も各委員でいろいろご意見があって、微修正されることだろうと思いますけども、前回の示された案に比べて随分よくなったなというのが、まず私の第一印象です。

前回の審議会から部会を開かれて検討されたというお話も聞きましたので、生意気なことを言うようですが、ほんとに随分よくなったので敬意を表したいと思います。

今後、どのように市民それから事業者に普及させていくのか、この案の骨子の部分は資料2の最初の4ページの部分かと思うんですけども、この骨子の部分を中心にアピールされていくのか、今後の市民の浸透方法、周知の方法について事務局の考えをお聞かせ願えればなと思います。

それから先程、委員の方からお話がありましたごみの分別について、私の住んでいる街では、冷蔵庫の横に磁石で貼れるような A3 一枚ものの簡単な絵を描いた分別の方法、そこにこのごみは第何週の何曜日に回収とか、そういうことまで書いたものを各家庭に全部コピーで配布されております。A3 一枚もので白黒ですし、そんなに費用はかからないかと思うんですけども、やはり冊子もこと細かに書いたものがあるんですけど、やっぱりそれは普段見ないですから、冷蔵庫に貼った分別表を見て出しているという状況ですので、もし可能であれば岸和田市さんもそういったものをお作りになったらどうかと思いました。

（事務局）

計画の推進方法についてですけども、最近、市の方で冊子にする予算が付かなくて厳しいかなと思っています。すぐできることとしてホームページで公表は考えております。また、『広報きしわだ』につきましては、年に一度、特集を持てることができますので、そちらも活用し周知していきたいと考えております。

（委 員）

そうしますと、少なくともこの前の4ページは、ここだけを取り出してダウンロードか PDF かにできるようになって、プリントアウトしたら裏表で一枚ものになって、冷蔵庫に貼れるようなものを作られたい。そのときに僕からのお願いとしては、3・4ページにあった、市民や事業者の皆さんによる身近で具体的な取組って言っちゃうんじゃなくて、はっきりやってほしいことを文章にして語り掛けるようにお願いします。

もう一つ、ごみの話が今日出ていたんですけど37ページですかね。廃棄物処理の問題と脱炭素のエネルギーとか炭素配置の問題ってものすごく接点が多くて、それのご専門がまさに会長ですので、そのところも脱炭素とごみ処理のところ、ごみ処理が計画に入っているのはすごく特徴的なんですよ。他のところは炭素の削減の話ばかりしているんですけど、ごみ処理と一緒にエネルギー削減をしたりするっていうので、その辺をもうちょっと売り出す感じの文章に相談して変えていただきたい。

あと、今「3R」ではなく「4R」に移ってきています。「3R」って結局、化石燃料で作った資源を使っているから少なくしないといけないし、リサイクルしないといけない。これがバイオマスを由来にした生分解プラスチックとか生分解資源に変わっていくと、減らしてとか再利用してとかの話じゃなくなるんですよ。使ってもいい資源になるので。「4R」でリプレイス、生物由来のものに置き換えていく「4R」と書くと先進的です。

（委 員）

「リプレイス」ってどういう意味なんですか。

（委 員）

置き換える。だから今、化石燃料で作られている物っていうのを、たとえばプラスチックのストローを紙ストローに置き換えていっているじゃないですか。そういうものです。

（会 長）

ありがとうございました。新しい情報を含めて意見いただきました。

（委 員）

生物エネルギーのお話がでましたので、私、森林のことが専門なものですから、一言意見させていただきます。29ページのところに今、お話が出ておりました再生可能エネルギーの中の生物由来、特に森林のバイオマスと、それから森林は二酸化炭素吸収も非常に高い訳です。その辺については、2段落目に、岸和田市の丘陵地区の竹や里山森林資源の活用の動き、こういったものの取り組みを進めていくというようなことを書いてあって、その次にはこれらは二酸化炭素吸収源に非常に重要であるということが述べられております。

それからそのあとも、29ページの表の②のところに先ほどお話ありました、「森林環境譲与税を活用した森林整備の推進」とあって、ここにバイオマスエネルギーがあると思います。再生可能エネルギー、これは太陽エネルギーとかたくさん種類がありますが、その中の生物生産にも基づくエネルギーの利用

ってというのは今お話ありましたように、使ってももう一度循環的に、二酸化炭素を放出しても光合成によって吸収してもう一度使うことができるということです。森林を生育のいい樹木を植えて10年ぐらいで伐採して、それをエネルギーとして利用する。これは本来、昔、里山が活発に利用していたころは、1960年代以前は普通だったことです。

そういったことが29ページに述べられているのですが、14ページを見ますと、「再生可能エネルギーの導入状況」というところに、ほとんど木質バイオマスってというのはゼロなんですね。ですから、森林の保全とか、里山の保全とかいうことを進めると書いてありますが、進めて二酸化炭素の吸収をさせて、バイオマスを増やしたのはいいんですけど、後どうするんですかというところが森林の利用というところが抜けているような気がするんです。

ただ、岸和田市だけが、市町村のレベルでそれをやるというのは、物を動かしたり、山から木を出したりというようなこと、それからそれで発電するなりですね、なかなか事業的にするには大阪府レベルとか泉州一帯の市町村が協力するとかそういうことをしないと難しいかもしれないです。家庭で行うことであれば、近年の薪ストーブなんかの利用もあります。

ただ、この14ページ見るとですね、ほとんど考慮されていないという、重要性が述べられているにもかかわらず考慮されていないというところがあるので、なかなか難しい問題かと思いますが、何かご検討をいただく、農林の方も含めてご検討いただく方法はないのかということをお聞きしたいと思います。

(会 長)

森林自然ですね、エネルギーも含めて、また、地域材としての活用も含めて有効に活用していくっていうことは大事だと思うんですが、何か検討中のことでも結構ですし、何かいただければ。

(事務局)

14ページの一般木質は、発電に限ってはゼロというようにお示ししていますが、29ページの②の方には森林資源の活用ということで地域産木材とかそういったことが考えられることで、こちらの方には書かせてもらっております。また、市の方でも、建設部局ですけども、2年前の台風のときにはたくさん倒木があって、それらの処理に困っているというようなことも伺っておりました。そのあたりでバイオマスの検討っていう話は聞いたのですが、それから話は聞いておりません。

(会 長)

はい、ありがとうございました。先生のご指摘はすごく大事です。ただ、木質発電なりエネルギー利用を進めていくとある程度やっぱり規模が必要となってくるということで、どうしても小規模になりますと事業性が難しいということになってですね、これは国をあげてなんとか進めていかないといけない。ようやく和歌山で、あの木の多い和歌山でようやく木質バイオマス発電第1号がこないだできたというぐらいの段階ですので、非常に大事な課題だと思います。岸和田市ではバイオマスタウンの産業都市の構想なんかも検討されましたし、資源利用を含めてですね、有効活用含めて上手く木をもう一度暮らしの中で見直していくっていうことは大事だと思いますので、ご指摘の趣旨を踏まえて、進めていただければと思います。

様々ないろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。このお話は尽きないと思うんですが、一旦ですね、この計画素案、今日は答申ということですので、一旦取りまとめをさせていただかないといけませんので、一度お諮りをさせていただきたいと思います。

本日ですね、この計画素案、素案という文字が書いてございます。これを市の計画として定めるということを、この審議会が答申をするわけですが、その審議会の答申ということを皆さん資料2-0ですね、示していただきましたような、これも部会長名での文案でございますが、このような形で、報告します、答申します、ということで計画を認めるということになるかと思えます。

今、ご意見いただきまして、今後の計画の進め方とかですね、様々なご意見をいただきました。非常に貴重なご意見や示唆的なご意見、たくさんございました。これにつきましては、今後、事務局の方でも随時協議あるいは報告をしていただけるということでございます。

細かい部分につきまして、この今日いただいたご意見を踏まえて、今回の素案に反映できるところで反映させていただいて取りまとめていただく。

それを含めて、今日、計画素案をおまとめいただいたものは随分よくなりましたというご意見もございましたし、一旦、本審議会の答申については、ここに書いてございます計画素案のとおりということで答申をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(全員)

異議なし。

(会 長)

ありがとうございます。

では確認の作業につきましては、細かいところを含めて、会長、副会長、事務局を含めて、また部会長にも確認をいただいて最終確認をさせていただきたいと思えます。

では、計画素案についてはこの通りということで答申をさせていただきたいと思えます。非常にこの間ですね、精力的に議論をしていただきました審議をしていただきました、特に専門部会の委員の皆様方、改めてお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、今回はこの審議事項につきましては、この1件でございました。次に、報告案件がございます。「岸和田市環境保全条例の改正について」ということで、事務局より説明をお願いします。

● 報告事項「岸和田市環境保全条例の改正について」

(事務局)

「岸和田市環境保全条例」の一部改正についてご報告します。

令和2年4月1日に環境保全条例が改正施行されたことを報告します。本日、配布しました冊子が改正後の環境保全条例及び同施行規則となります。

また、改正前の条例、第3章第5節にありました放送電波受信障害の防止については、資料4のとおり本市建設指導課が環境保全条例の改正施行に合わせ、「岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱」を定め、引き続き放送電波受信障害の防止について図られることとなりました。今後、環境審議会において活用することもあるかと思えますので、お越しの際にお持ちいただけましたら幸いです。報告は、以上です。

(会 長)

環境保全条例の改正について説明をいただきました。何か今のご説明についてご意見ご質問等がございますでしょうか。

この放送電波受信障害の防止に関する指導要綱っていうのは簡単に分かりやすく説明をいただけると助かるのですが。よろしいでしょうか。

(事務局)

以前、環境保全条例の中には、放送電波受信障害の防止に関する規定がありました。これについては、従来より建設部局、建築物を建てる時に建築物の影響を受けてテレビ等の電波を受信することに対して影響または電波障害が起こるなど、建築物を建てる段階で一体として指導するという意味合いがありましたので、環境保全条例で規制がありながら実務的には建設指導課で従来から指導をしていました。

今回の環境保全条例の改正にあたりまして、指導している部局が所管する方が、柔軟な変更なり対応なりでできることから、環境保全条例から除くという考え方を諮問させていただきました。そのなかで同時期に合わせて施行するようにと答申をいただいておりますので、建設部局と相談しまして、環境保全条例の改正と合わせて建設指導課で要綱を定めたという次第です。

(会 長)

よく分かりました。ありがとうございます。では、この件はよろしいでしょうか。

それでは、今日の議事はこれで終了となります。その他何かこの際にご意見等がございましたら承りたいと思いますが。

●その他

(事務局)

計画策定までのスケジュールについて、ご説明させていただきます。本日、いただきました答申（ご意見を反映させ）により、本市政策調整会議・政策決定会議で、計画素案にて諮り計画案となります。計画案についてはパブリックコメントを実施します。最短で、12月中旬に予定しており、パブリックコメントを30日間の期間を設け、この素案の根幹にかかわる重要な事項がない限り、計画素案のとおり策定となる見込みです。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。このあと、パブリックコメントをいただくということでございます。非常に委員がおっしゃっていただいたように三本柱、特に最後、どのようにして我々が適応していくか、対応して持続的な温暖化に対して生活を維持していくかということについて、そこをしっかりと位置付けて実行計画を作られたという意味では非常に進んでいる。皆さん自信をもってこの計画のほうをご紹介いただければと思います。

事務局から以上でよろしいか。それでは事務局へ進行をお返しいたします。たくさんの審議を賜りましてどうもありがとうございました。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

本審議会につきましては令和2年度内にもう一回の開催をしたいと予定しております。また、内容・日程等につきましては決まり次第、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。